

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

緑の基本計画は、都市緑地法第4条において「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースの総合的な計画です。

本市においては、平成23年3月に白山市緑の基本計画を定め、「豊かな自然と共生する庭園都市～白山から日本海まで、緑・水・花のネットワーク～」を基本理念に掲げ、各種施策に取り組んできました。

しかし、近年においては、人口減少や少子高齢化、それに伴う財政的な制約、インフラの老朽化、価値観の多様化、情報技術の進展など、社会情勢が大きく変化しており、それらに対応した都市政策、公園緑地政策が求められています。また、地球温暖化に伴う気候変動等が深刻化するなか、世界レベルでカーボンニュートラルやSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指す取組に緑は重要な役割が期待されています。

このような社会情勢の変化を受け、平成28年には、国の新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会が「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」と題し、将来にわたる緑やオープンスペースの重要性とその整備方針を示しました。また、令和4年には、国の都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会が、人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すための3つの戦略と7つの取組を提言しています。さらに、令和6年には、都市緑地等の一部を改正する法律が施行され、「国主導による戦略的な都市緑地の確保」「貴重な都市緑地の積極的な保全・更新」「緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み」の視点に沿った施策を推進し、「都市における質・量両面での緑地の確保やエネルギーの効率的利用等を進めることで、良好な都市環境を実現」することを目指しています。

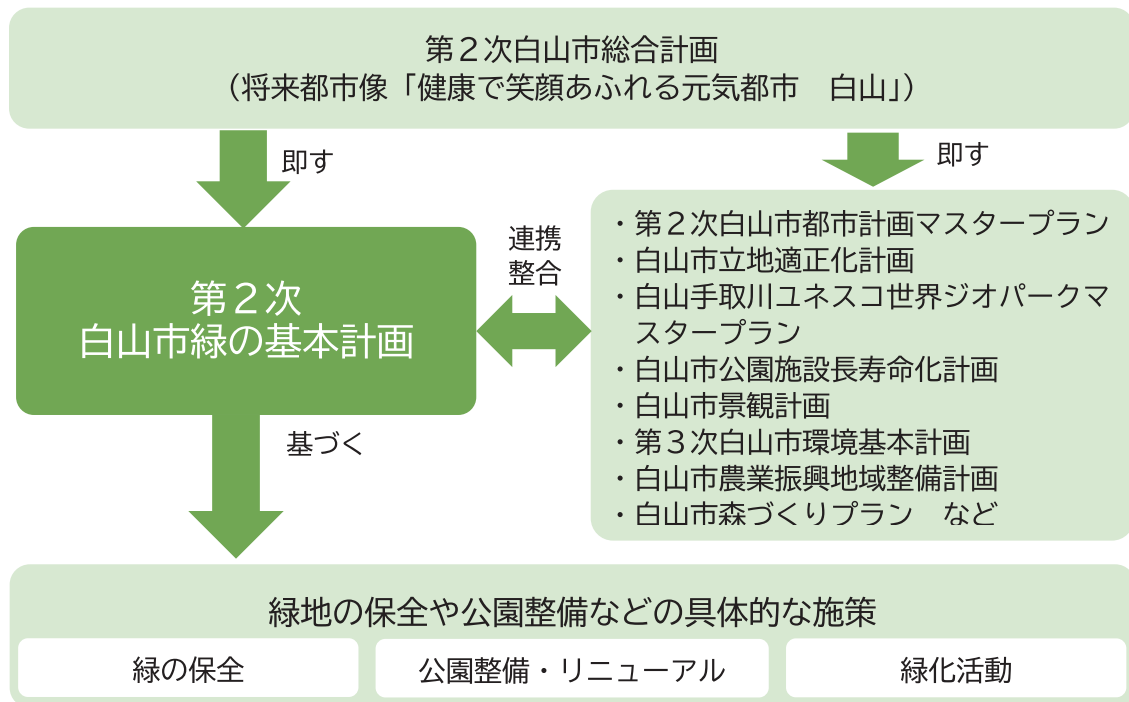
本市においては、平成28年に白山ユネスコエコパークの移行地域の拡張登録が承認されるとともに、令和5年には白山手取川ジオパークがユネスコ世界ジオパークに認定されるなど、市民・事業者とともに緑の保全や活用に対する取組を進めています。

これらのことから、本計画は、上位関連計画との整合を図り、社会情勢の変化や本市の実情等を踏まえつつ、市民や地域等と連携しながら、緑の多面的な機能を生かした総合的な施策や取組を推進するために策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市最上位計画である「第2次白山市総合計画」や関連計画等との整合を図り、本市における緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画として位置づけます。

【計画体系図】



3. 計画期間

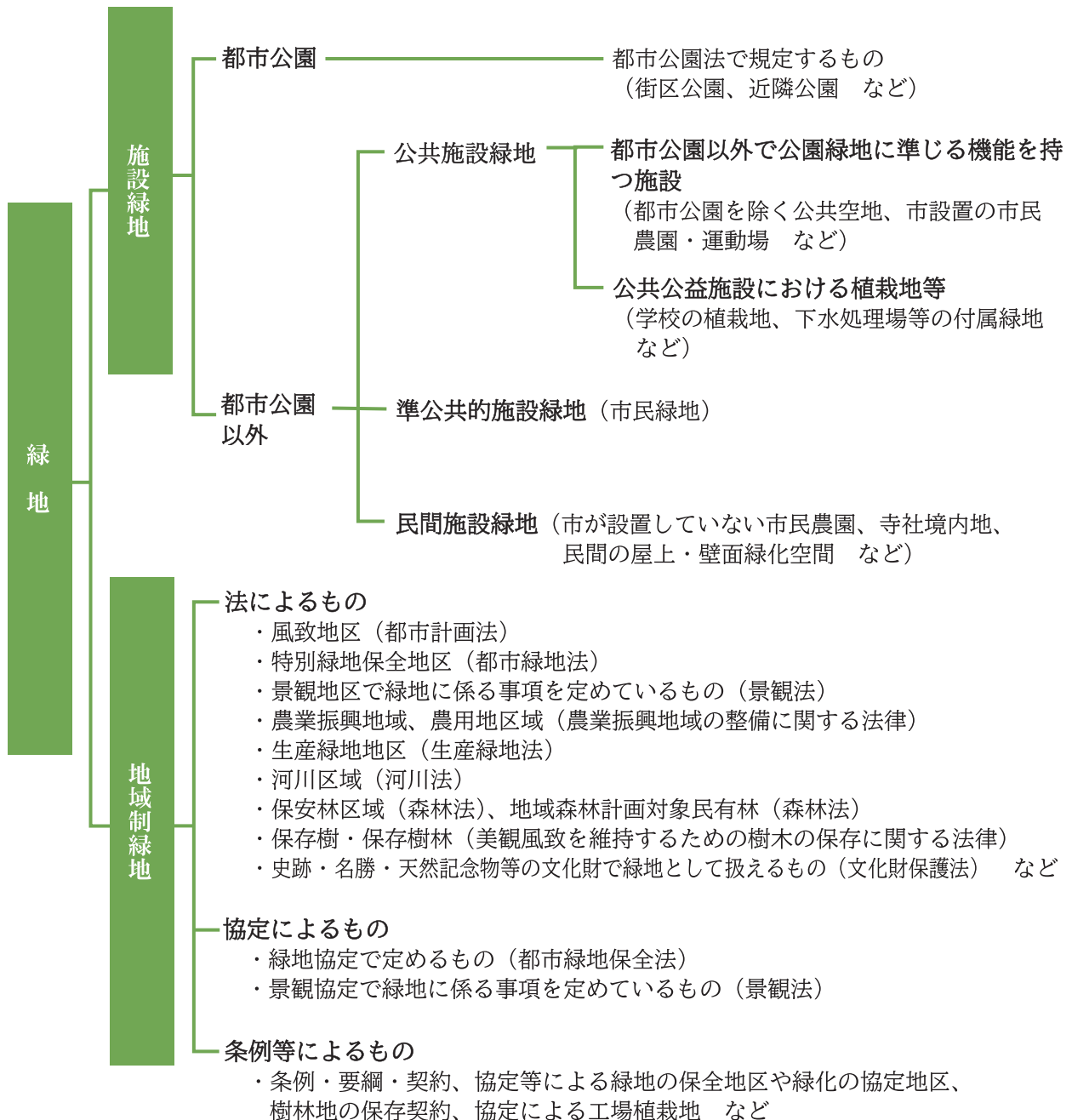
本計画の期間は、令和8年度から令和22年度の15年間を目標年次とします。ただし、社会情勢の大きな変化や上位関連計画（白山市総合計画、白山市都市計画マスタープラン）の改定に合わせ、必要に応じて、随時改定するものとします。

4. 計画の対象区域

対象区域は、行政区域全域を対象とします。

5. 対象とする緑

本計画において対象とする緑は、都市公園や公共施設の緑地、市民緑地、民間施設の緑化空間等を含む「施設緑地」と法による地域指定や協定・条例等によって保全が定められている「地域制緑地」とします。



出典：緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版（国土交通省 都市局 都市計画課/公園緑地・景観課 監修）

6. 主な緑の機能・効果

1) 心身の健康を支えるレクリエーション効果

公園や緑地は、子どもから高齢者までの幅広い世代のレクリエーション活動の場となっており、子どもたちの成長や多くの人の健康づくりに寄与しています。また、季節に応じて変化する緑の豊かな表情は、やすらぎを与え、ストレス軽減や癒しの効果があり、住民の暮らしを健康的で豊かにする機能を有しています。

2) 安全な暮らしを支える防災効果

山間部の保安林等の緑は、土砂の流出防止や水源かん養による洪水の発生抑制等の多面的な機能を有しています。また、公園や緑地等のオープンスペースは、災害時の避難場所や防災拠点として機能するほか、火災時の延焼防止に寄与するなど、住民の安全・安心な暮らしを支える機能を有しています。

3) 多様な生態系や生活環境を保全する効果

緑は二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を抑制するほか、多様な動植物の生息・生育環境を支え、生物多様性の保全に寄与しています。また、都市部におけるヒートアイランド現象の緩和や防音・防風効果など、多様な生態系や都市の生活環境等を保全する機能を有しています。

4) 四季折々の彩りや潤いある地域特有の景観を形成する効果

公園や街路樹の木々や花壇、河川等の緑は、まちに四季折々の彩りや潤いを与え、美しく良好な景観を形成する要素となっています。これらの緑のみならず、人々の暮らしや生業等が相まって、地域特有の景観を形成する機能を有しています。

5) まちの魅力向上、賑わいを創出する効果

拠点性のある公園やオープンスペースにおける様々なイベント等の開催は、観光客や来訪者等との交流を促し、まちの魅力向上や賑わい創出が期待でき、地域経済の活性化に寄与します。

6) 地域コミュニティの醸成や地域の絆を深める効果

公園や緑地における地域行事や緑化活動等は、地域内の幅広い年齢層の人との出会いを生み出し、これをきっかけに地域内の世代間交流が促進されることで、地域コミュニティの醸成や地域の絆を深める機能を有しています。

7. 社会情勢の変化

1) 人口減少及び少子高齢化の進行

我が国では急激に人口減少及び少子高齢化が進行しており、2050年に人口は約1億人以下、高齢化率は39.2%に達する見込みとなっています（国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計））。特に、子どもに関する施策は、これまでに様々な取組が進められてきたものの、人口減少、少子化に歯止めがかからない状況となっています。

このような状況を踏まえ、人口減少・少子高齢化の進行等に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくりや、高齢者の健康増進に寄与する取組を促進するため、都市公園について、地域のニーズを踏まえた新たな利活用や、都市の社会課題に対応した効果的な整備・再編を図ることが求められています。

2) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に寄与する施策の推進

我が国では、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された17の国際目標SDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指し、各種取組を推進しています。

本市においては平成30年に「SDGs未来都市」に選定されており、今後、持続可能な社会を実現するため、国や自治体、事業者、住民等と連携した緑のまちづくり活動を通じて、生物多様性の確保や気候変動対策等に寄与することが期待されています。

3) ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

生物多様性国家戦略2023-2030における2050年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向けた2030年ミッションには、自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方が示されています。

これまでの生物多様性保全施策に加えて、気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と連携しながら、自治体、企業、団体等の行動変容を促し、生物多様性の損失を止め、自然再興を図るネイチャーポジティブの実現が求められています。

4) DXやGXの推進による緑や人々の暮らしの質の向上

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機にウェルビーイングの意識が高まっており、これら個人や社会のウェルビーイングの向上に向けて、デジタル技術を活用したDXやカーボンニュートラル実現を目指すGXの推進、都市緑地の多様な機能の発揮を図る取組等が重要視されています。

これらデジタル技術や緑の効果を活用し、緑のまちづくり活動の利便性や人々の心の豊かさの向上を図るなど、緑と人々の暮らしの質の向上を図る取組が求められています。

5) 安全安心なまちづくり意識の高まり

令和6年能登半島豪雨をはじめ、地球温暖化に伴う異常気象により、全国的に自然災害の頻発化や災害の激甚化が顕著となっています。本市においても令和4年8月に発生した大雨により多くの被害を受けており、安心安全に対する意識が高まっています。

また、道路や橋、公園等の社会基盤の老朽化が進んでおり、今後、安全性を確保するため、施設の更新や修繕等による維持管理費の増加が見込まれています。これらのことから、地球温暖化対策としてのカーボンニュートラル実現に向けた取組やライフサイクルコストを見据えた施設更新等のコスト平準化が求められています。

6) ライフスタイルの変化や価値観の多様化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、在宅ワークの急速な進展のほか、自宅での活動時間やオープンスペース利用者の増加など、人々のライフスタイルは大きく変化し、「働き方」や「暮らし方」に対する価値観が多様化しています。特に、自宅で過ごす時間の増加に伴い、密を避けながら活動可能な公園等の憩いの場や、徒歩や自転車で回遊できる空間へのニーズが高まっています。

これらライフスタイルの変化や価値観の多様化を踏まえ、公園をはじめとするオープンスペースにおいては、様々な利用ニーズに対して柔軟に応えられる魅力ある空間づくりが期待されています。

7) 新たな緑の基本方針の策定と政策の展開

令和6年に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律を踏まえ、国においては「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」を策定し、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」「Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市」を個別目標として掲げ、「多様な主体の連携、各主体の役割分担」と「多様な資金、体制等の確保」を図ることにより、「緑地の更なる充実」「緑地の広域的・有機的なネットワーク形成」を推進することとしています。